

令和5年第9回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和5年9月28日（木）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第9回座間市農業委員会定例総会議事録

令和5年9月28日、第9回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 森川 保 | 7 吉川 充 |
| 2 草薙 初夫 | 8 小泉 聡 |
| 3 若菜 成之 | 9 鈴野 伸吾 |
| 4 曾根 将彦 | 10 吉川 浩正 |
| 5 池上 元徳 | 11 市川 芳明 |

会議を欠席した委員

- | | |
|---------|----------|
| 6 吉川 稔恒 | 12 山村 優子 |
|---------|----------|

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾根 覚、池上 光昭、野島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|------|-------|
| 1 | 事務局長 | 田川敦子 |
| 2 | 次長 | 曾根和士 |
| 3 | 庶務係長 | 河野誠 |
| 4 | 主事補 | 束田佑太郎 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第18号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第19号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第40号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第41号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第42号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は10人で、定足数に達しております。

これより令和 5 年第 9 回座間市農業委員会定例総会を開会といたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、6 番吉川稔恒委員、12番山村優子委員から欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、4 番曾根将彦委員、11番市川芳明委員の両名を指名いたします。

次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 5 年 8 月 24 日（木）から令和 5 年 9 月 27 日（水）までの概要でございます。

先月、8 月 24 日（木）、この場所におきまして、令和 5 年第 8 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、4 件、5 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、9 件、19 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、非農地証明の発行について、1 件、2 筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2 件、10 筆、農用地利用集積計画について、貸人が 5 人、借人が 1 人、合計 19 筆、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正についての 5 議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

9 月 12 日（火）には市庁舎会議室で開催された、ひまわり写真コンテスト審査会に、会長が出席されています。

9 月 15 日（金）には横浜市内で開催された、目標地図素案作成に係るシステム研修会に、事務局職員が出席しました。

また、9 月 21 日（木）には、農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行っています。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計14件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第18号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第19号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出についてを事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第18号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年9月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第19号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規定第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年9月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページ、総括表をご覧ください。

法第4条届出につきまして、地目、畑が2筆、地積合計、617㎡。

法第5条届出について、地目、田が1筆、地積38㎡、畑が2筆、地積合計、138㎡。

届出の合計としまして、田が1筆、地積、38㎡、畑が4筆、地積、755㎡、合計としまして、筆数合計、5筆、地積合計が793㎡でございます。

以上です。

議長 長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第40号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第40号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年9月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料3ページをご覧ください。

まず、申請人でございます。座間市新田宿■■■■■にお住まいの、■■■■■さんからの申請でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年7月28日から令和5年9月28日。

特例適用農地につきましては、資料に記載しております番号1から番号4までの田、4筆、合計、2,400.43㎡でございます。

なお、番号3の地積180のうち147.43㎡は、隣接する北側アパートの建築当時に当該農地の一部をアパート用地としているためでございます。

こちらは、引き続き農業経営を行っている旨の証明になります。この証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出するための証明です。

新田宿にお住まいの■■■■■さんですが、平成19年にこの農地を相続し、引き続き農業経営を行っている旨の証明書といたしましては、今回で5回目の申請になります。

場所につきましては、資料4ページ、案内図をご覧ください。

こちらは新田宿グラウンドの東側です。市街化区域の生産緑地の指定を受けた農地、4筆で、合計面積が2,400.43㎡となります。

■■■■■さんは、耕耘機、トラクター、田植機、バインダーなどを所有し、現在、約1万㎡を耕作されております。

内容につきましては以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第40号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告と併せ地区担当委員としての発言を求めます。

若菜農地部会長 21日に現地調査に行っていました。現地調査には、局長、次長、係長、担当の野島推進委員、そのほか部会、全員で行っていました。

内容は、全て田でございます。一部、畑になっているところもあります。田は全て刈取りが終わっている状況で、いまだにまだやられるのだなと思うのですけれども、中には一部、掛け干しで丁寧にやられたところもありました。

私はよく知っている方なのですけれども、至って真面目で、先祖から引き継いだ農地を大切に使ってもらえる方です。問題はないと思います。

以上です。

議長 農地部会長等の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第40号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第40号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第41号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第41号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年9月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料5ページをご覧ください。

申請人は、座間市入谷西二丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年7月27日から令和5年9月28日。

特例適用農地につきましては、番号1、四ツ谷字中通■■■■、地目、田、地積、991㎡。番号2、座間1丁目■■■■、地目、田、地積、694㎡。番号3、入谷西2丁目■■■■、地目、畑、地積、1,923㎡です。

案内図につきましては、資料6ページから8ページをご覧ください。

四ツ谷の鳩川北側の田、1筆と、中河原の信号機のある交差点、北西に位置する田、1筆、県道入谷バイパス西側に位置する市街化区域の生産緑地の畑、1筆、合計3筆、地積、3,608㎡でございます。

■■■■さんでございますが、令和元年、当該農地を相続され、今回が1回目の申請でございます。

農機具等については、耕耘機、トラクター、田植機、乾燥機、バインダーなどを所有し、農業をされている方でございます。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第41号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 3圃場全て見てまいりました。丁寧に農作物が作っており、田もございしますが、田はもう刈取りが終わっている状態です。これも畑と同様、丁寧な仕事をされてきました。問題はないと思います。

議長 議案第41号の地区担当委員は森川保委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

森川委員 9月26日の午前中に事務局に行きまして、写真を拝見させていただいて、その後で現地を3筆確認してまいりました。特に問題なく、耕作されていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第41号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告

は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第41号は原案のとおり承認することに決しました。
次に、日程第7、議案第42号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第42号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年9月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料9ページをご覧ください。

申請人は、座間市新田宿 [] にお住まいの、 [] さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年9月25日から令和5年9月28日。

特例適用農地につきましては、資料に記載しております番号1から番号6までの、登記地目が田の6筆、合計、5,047㎡でございます。

場所につきましては、案内図の10ページ、11ページをご覧ください。

新田宿グラウンドの北東側に位置する市街化調整区域内の田、4筆、畑、1筆と、西中学校の西側に位置する市街化調整区域内の田、1筆でございます。

[] さんでございますが、平成20年に当該農地を相続され、今回が5回目の申請でございます。

農機具等については、耕耘機、トラクター、田植機、乾燥機、バインダー、コンバインなどを所有し、現在、約1万2,000㎡を耕作されております。

内容につきましては以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、議案第42号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告と併せ地区担当委員としての発言を求めます。

若菜農地部会長 議案第42号ですが、番号1番から番号5番までがご自宅の周りの田畑です。きれい

に作付されていたり、きれいに作付されたものの刈取りがもう済んでおりました。

もう一つ、6番なのですが、座架依橋と農協の乾燥センターのちょうど中間ぐらいのところですか。これも田ですので刈取りは終わっております。

この方も先ほどの■■■さん同様、先祖からの土地を大事に使ってられる方です。承認ということで問題はないと思います。

以上です。

議 長 農地部会長等の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第42号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第42号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局からは何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和5年第9回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時51分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

4 番 _____

11 番 _____